（経営資源活用の共同化に関する事項の証明の申請）

第四条　［略］

２　経営資源活用共同化推進事業者は、前項の規定による証明を受けた場合であって、前条第一項第一号の事業活動により取得した株式をその取得の日から一年以上継続して保有する場合、当該株式の保有が前項の基準に適合することについて、毎年度、経済産業大臣の証明を受けることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

２　第二条の規定による改正後の国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第三条第一項第一号の規定（同号イ及びロに掲げる部分を除く。）は、この省令の施行の日以後に取得する株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明（同令第四条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に取得した株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明については、なお従前の例による。

○経済産業省令第三十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十二条第一項の規定に基づき、電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一

電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令

電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準	**別表第１**（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準
１．～７．　［略］	１．～７．　［略］
８．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第５表により超過利潤計算書を作成すること。ただし、税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）については、６．の規定により整理された税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）に、超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下第６表において同じ。）を加算した額とし、特別損益については、６．の規定により整理された特別利益（インバランス調整に係る特別損失及びインバランス調整に係る特別損失を除く。）から６．の規定により整理された特別損失（災害に伴う特別損失及びインバランス調整に係る特別損失を除く。）を控除した額とすること。	８．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第５表により超過利潤計算書を作成すること。ただし、税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）については、６．の規定により整理された税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）に、超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下第６表において同じ。）を加算した額とし、特別損益については、６．の規定により整理された特別利益から６．の規定により整理された特別損失（災害に伴う特別損失を除く。）を控除した額とすること。
９．～13.　［略］	９．～13.　［略］
14．８．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第11表によりインバランス等収支計算書を作成すること。	14．８．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第11表によりインバランス収支計算書を作成すること。